

財産の取得について（追認）

下記のとおり財産の取得をするため、石岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年石岡市条例第59号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 件 名 庁舎ネットワーク機器借上【債務負担行為】
- 2 取得する財産 庁舎ネットワーク機器  
(別紙明細のとおり)
- 3 契約の方法 条件付き一般競争入札による契約
- 4 契約金額 金95,587,800円
- 5 契約の相手方 (1) 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20  
F L C S 株式会社 関東支店  
支店長 大塚嘉浩
- (2) 茨城県水戸市泉町1-2-4  
富士通Japan株式会社 千葉・茨城公共ビジネス部  
部長 大森潤一

令和8年2月24日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

別紙

取得する財産	数量
コアスイッチ	4 台
サーバスイッチ	2 台
1 階フロアスイッチ	2 台
2 階～4 階フロアスイッチ	13 台
1 階～4 階情報コンセント有線用スイッチ	15 台
消防署スイッチ	2 台
2 階フロア執務室有線用スイッチ	3 台
3 階フロア執務室有線用スイッチ	3 台
1 階～4 階・消防本部 無線アクセスポイント	75 台
無線 LAN コントローラ	2 台
八郷総合支所複合施設センタースイッチ	2 台
八郷総合支所複合施設フロアスイッチ 48 ポート	5 台
八郷総合支所複合施設フロアスイッチ 8 ポート	3 台
八郷総合支所複合施設無線アクセスポイント	39 台
その他付属品	1 式